

女性労働通信

発行 女性労働問題研究会 NO.74 2024/1/25
 〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F
 (事務局) 株式会社 毎日学術フォーラム
 Tel 03-6267-4550 Fax 03-6267-4555
 E-mail maf-ssww@mynavi.jp
 HP <https://ssww1950.sakura.ne.jp/ssww/>

<目次>

- ・代表あいさつ…………… P 1
- ・第38回女性労働セミナー報告
 & アンケート結果……………P2~6
- ・憲法カフェ8報告…………… P 6
- ・会員紹介・会員近況報告……………P7
- ・常任委員会、拡大常任委員会報告
 ……………P8

続けることの大切さと難しさ

代表 竹信三恵子

2023年は、日本社会で盤石と思われてきたものが相次いで大きく揺らいだ年でした。

大川原化工機事件での公安警察、安倍氏の銃撃死後、一気に批判の対象となった旧統一協会、パーティー券裏金問題で捜査の対象となった最大派閥の安倍派、トップの性加害が告発されたジャニーズ、偽装統計まで動員した生活保護引き下げが名古屋地裁判決で断罪された厚労省、女性自衛官からセクシャルハラスメントで告発された自衛隊――。

いずれも、多くの人々が、何か言っても変わらないだろうとあきらめ、問題解決を先送りし、その結果、事態は悪化をたどり続けてきました。

それが、ここへ来て表面化した背景には、世間の沈黙をよそに、「なんだかおかしい」と執拗に、粘り強く追及を続けた人々の存在があります。

たとえば統一協会問題では、表面化する前に、一人のジャーナリストの20年にわたる取材活動がありました。パーティー券裏金問題の影にも、新聞社の取材を契機にした研究者の綿密な調査と告発があり、厚労省の偽装統計も、元記者の数年間にわたる偽装手口の究明が世論を動かしました。

そして、軍事費の膨張と人手不足を背景に女性の隊員採用に乗り出している自衛隊は、当事者の女性隊員の「命を削った裁判」によってセクハラが断罪されました。

これらを支えたのは、当事者や支援者たちが掘り起こしてきた「事実」の重さと、これに基づいた抵抗の継続でした。「不正輸出なんかしていない」と否認を続けた大川原化工機の経営陣たちは、その代表例でしょう。

こうして見ていくと、光があたりにくい女性労働の歪みを地道に掘り起こし続けてきた、私たち女性労働問題研究会のささやかな営みも、どこかでこの社会を変える力になっているのではと、元気が湧いてきます。

ただ、「続けていくこと」は大切であると同時に、困難も伴います。

当研究会では、再出発以来、活動の柱である会誌の発行とセミナーの企画を支えてきた企画編集委員会のメンバーの多くが、今期から入れ替わりました。春ごろまでは新役員が慣れるまでのつなぎとして旧役員が残ってくださる予定ですが、継続につきもののこうした変化に適応していけるかどうか、今年の課題となります。

そんな転換期である2024年は、会員の皆さんからののお知恵とご支援が一段と必要な年になりそうです。身が引き締まる思いの新年ですが、どうかよろしくお願ひいたします。



【お知らせ・お詫び】

当会のHPは、HP管理者の不手際により、「<http://ssww.jp/>」は閉鎖しました。しばらく、<https://ssww1950.sakura.ne.jp/ssww/> にアクセスしてご覧ください。右のQRコードからでもアクセスできます。



動によって、2022年10月には国が60年ぶりに家事労働者の実態調査をし、法改正も視野に入れることになった。この報告については、ご遺族からの発言も後で追加された。

<パネリストからの報告3>

「電通女性社員過労自死事件から」では、高橋幸美さん（電通女性社員過労自死事件遺族・厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員）から、入社した2015年の12月25日に24歳で過労自死した高橋まつりさんの置かれた労働環境、体育会系の男性並み長時間労働の「社風」への順応力+

「女子力」の強要が報告された。

<パネリストからの報告4>

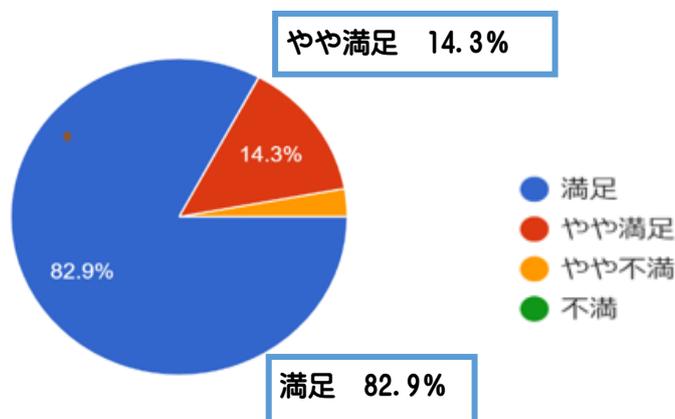
「女性の労働と健康」では、野原理子さん（東京女子医科大学教授・日本産業衛生学会 就労女性健康研究会世話人）から、働く女性のライフステージと身体的特性、作業環境、性別役割分担意識をとらえた健康管理の必要性が報告された。

（なお、以上の女性労働セミナーの内容は、2024年3月刊行予定の『女性労働研究』第68号に特集1として掲載される）

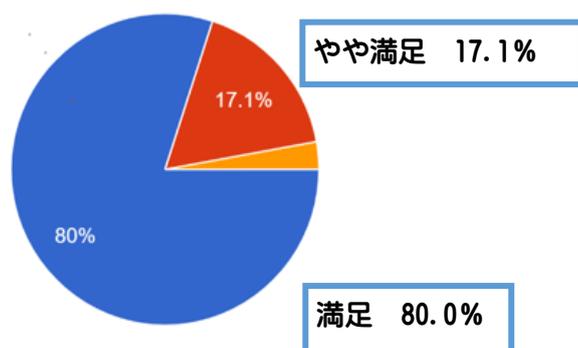
第38回女性労働セミナー ☆ アンケート結果

2023年9月18日（月・祝日）全労連会館2階

1. 第38回女性労働セミナー全体を通じて（35件）



2. 「女性の過労死はなぜみえないのか～<女性の…>の陰で」をテーマにした報告に対して（35件）



3 基調報告、パネリストからの報告で印象に残ったことがありましたらお書きください。 28件の回答

●特に基調報告からの学びが大きく、労災のジェンダー格差や労災氷山モデルのお話が勉強になりました。私自身が、労働と生活のジェンダー分析を現在の研究課題としていることもあり、パネルからディスカッションまで全体を通して、豊富な資料や、現実に肉薄するお話に学びと共感がたくさんありました。

●全ての登壇者のお話が素晴らしかった。これまで私も総合職としてその後は起業家として過ごしてきた中で、生活と労働は一体化して考えなくてはいけないと感じていたことが、本日すっきりと整理されました。突出した具体的事例を伺うことでより鮮明になりました。

●男女差別、縦社会、パワハラ、セクハラ、これにつきます。

●「女性の過労死が見えなくされている」現状が明らかにされた画期的なシンポジウムでした。「過労死」をジェンダー視点から考察する必要性を説得力を持って社会に訴える貴重な機会になりました。この企画は斬新ですばらしかったです。

●現実の問題（実態）、統計、研究、理論、ジェンダーを含めて、総合的にとらえられ、方向が示された感がありました。

●過労死・過労自殺問題をジェンダーという視点から、調査・研究の必要性を指摘されたこと、今後の過労死防止のための重要な研究課題として、受け止めました。ありがとうございました。

●過労死をされた遺族の方から、どのような状況で亡くなったのか、お聞きできよかったです。

●石井報告で労災がデータ化されていないことにびっくり。CAの労働のひどさ～世界のスタンダードは？長時間ではなく、週40H、年間1800H働けばきちんと生活できる社会をいかにつくるかが重要と改めて思う。+労働組合の役割も！！

●基調報告での働き過ぎ・過労死を生み出す背景に、消費者の対応（「送料無料」を歓迎するなど）がひそんでいことに注目すべきとの指摘に納得です。高橋幸美さんの報告、佐戸三和さんのご家族の発言から、当事者の訴えはいつ聞いても胸を打ちますね。過労死を生まない体制の構築を急がなければと思います。職場にしっかりした労働組合が必要です。そうすれば過労死が隠されることは減るでしょう。

●フライトアテンダントの業務の実態を初めて知ることができました。

●高橋まつりさんは労働組合にも相談はされていたのです。労働者の立場に立ち、機能している組合だったらと思うと残念でなりません。職場で声をあげられる場所が必要だと思います。そのために、こうして多くの方々と情報を共有して問題解決のために動くことが大切だと感じています。

●実態（航空、家事労働、電通）を直接伺い苛酷さが良くわかりました。

●石井報告と野原報告。両報告で示された課題をつなげる方向での研究を期待します。

●何となくおかしいと思っていた事が調査に基づくデータがあると可視化、説得力があると思う。女性の労働と健康の問題は更に研究、現場での活用が求められると思った。

●今回パネリストから、女性の過労死が生じた職場の生々しい実情を伺う機会がありました。客室乗務員、家事労働者、広告代理店社員の事例からわかるのは、睡眠時間を削って業務についていたということです。仕事には時間的サイクルがあり、労働者はそれに従わざるをえません、その負担が大きい場合、負荷となり、身体的、精神的なダメージにつながる可能性があります。客室乗務員では病気を抱えながら、休憩時間も十分に取れない状況で働いていました。家事労働者に至っては、介護対象者のベッドのそばで休まなければならない、休憩（睡眠）の自由もありませんでした。広告代理店のケースは残業時間の歯止めがない職場で成果を求められました。十分な休息と睡眠時間を確保するには、仕事と仕事の間の非労働時間を設定する必要があります。欧州では法で最低10時間と定められていると本でみたことがあります。石井さんが挙げる「ケアの感性」は、労働行政職だけでなく、誰よりも職場を管理する経営者に求められるのではないのでしょうか。しかし、大企業にも染みついている？ブラック企業体質と対抗するには、睡眠時間を含めた生活時間の確保（基調報告で石井さんが指摘した「休養」）の権利を主張できる労働者がいなければなりません。今回の事例からも、長時間労働、サービス残業が日常化する職場において、それがいかに難しいかということに気づかされます。ともに自己の尊厳

を守るという意味をもった仲間とそれを正当化する法がなければなりません。過労死のない社会に向かうには、本当の意味での「労働者教育」として「人権教育」が不可欠と感じます。

●日本は、特にジェンダーに関して、グローバルスタンダードからかなり遅れているという事実を、国やメディアはもっと強く認識すべきですね。

●自分自身が加害者となる考えや行動をしていることに気が付いた（送料無料の品の注文による過重労働の発生）。男性と同じ働き方をすることが平等だと思い込んでしまう、ということ。改めて学ぶことは重要だと感じました。

4 第38回女性労働セミナーは初めてハイブリッド形式(会場&オンライン)で行いましたが、運営等についてお気づきのことがありましたらご自由にお書きください。19件の回答

●ハイブリッド形式はどこからでも参加可能なので、今後もあると良いと思います。会場発言者にもすぐカメラ対応していたのは良かった。プログラム内容の時間配分は後々まで響きますね。どれも内容が良かっただけに押し押し感があったのは残念に思います。

●発表者に与えられた時間の中で発表が行われるよう進行管理する担当の方がいるとスムーズに進むのではと思いました。パワポの操作管理がスムーズにいくように担当される方を決めておくのも一つの方法ではと感じました。最後にパネラーの皆さんから一言発言がありましたが、マイクによってなのか聞き取れない方がありましたので残念でした。ご遺族の方の発言をお聴き出来て、テーマの重要性をさらに感じました。

●スライドの画面共有に手間取りましたが、あらかじめファイルをデスクトップにアップするなどの工夫が必要と感じました。

●オンラインの不手際が若干ありましたが、次回以降の反省点とすればよいと思います。オンラインと対面のハイブリッド形式のセミナーは。遠距離でもたくさんの方が参加でき非常に有効だと思います。

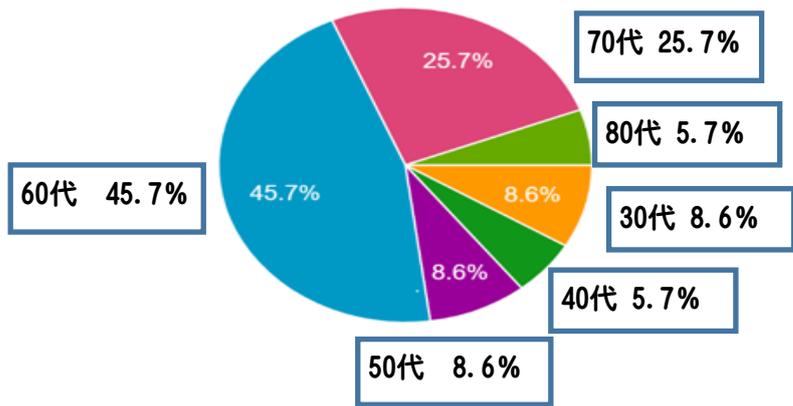
●オンラインに届く音量が小さく、若干聞き取りにくかったです。

●会場報告者が、全員映し出されなかったのは、どうしてかなと思いました。

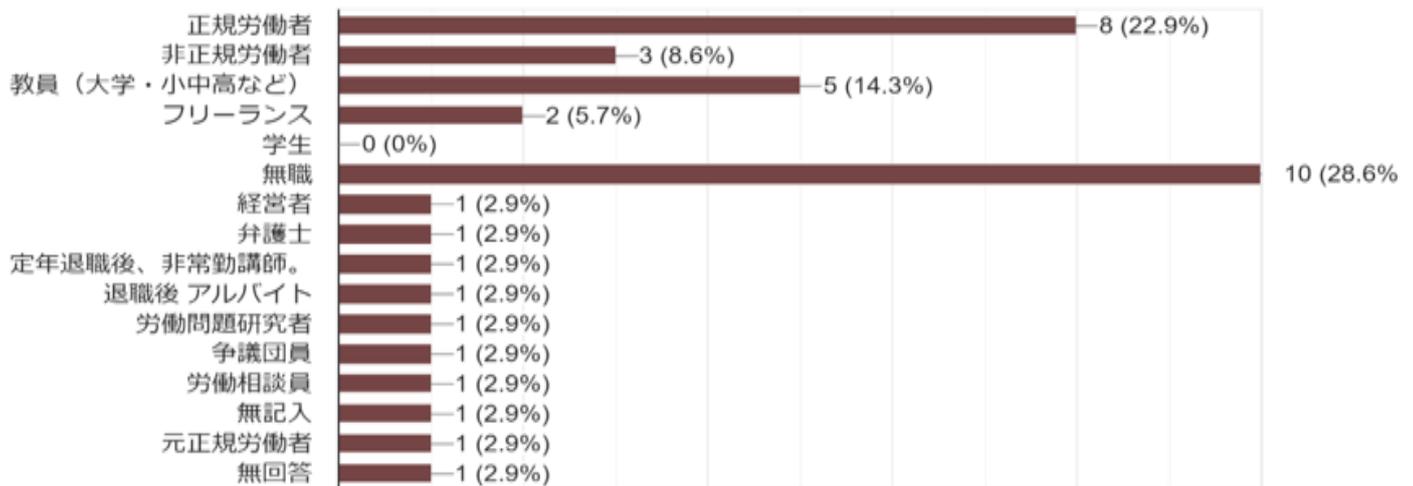
●参加費納入をいつ見せるのか分からないままに、参加できてしまいました。どうなっているのか？不思議でした。

●パネリストの皆さんのディスカッションをもう少し長く伺いたかった。

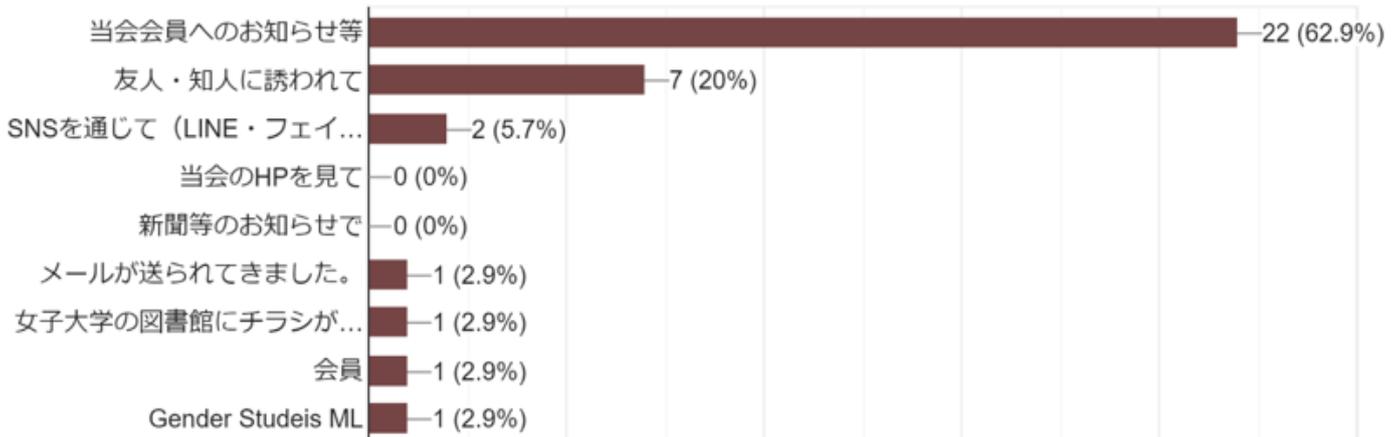
5 年代について 35件の回答



6 職業等 35件の回答



7 今回女性労働セミナーを知ったきっかけ 35件回答



8 その他、ご自由にお書きください。 19 件の回答

●客室乗務員、住み込み家政婦さん、電通の高橋まつりさん、いのちを奪われるほどの働かされ方に憤りを禁じえません。特に、女性は安い労働力として使われ、雇用環境や社会保障制度の貧弱さから、人権さえも奪われているような状況だと思います。皆でもっともっと事実を知らせ、おかし

いと声をあげて行動しなければならないと思っています。そのためにも、多くの皆さんとつながっていきたいです。ほんとうに、ありがとうございました。

●参加させていただいてよかったです。職場に、非正規公務員の仲間達もいます、常に問題意識を持って、自分にできることに取り組みたいと思いました。大変お世話になりました。

●リアル参加とオンラインミックスで参加者が100人を超えて素晴らしい。

- 企画、登壇者報告ともに、とても充実した内容だったと思います。ありがとうございました。
- 女性労働セミナーは毎回勉強になります。
- 時間が限られているなかで、報告者がやや多すぎたのではないのでしょうか。参加者からの質問ができなかったのが残念です。
- 結局、竹信さんの共有資料は古いバージョンのままでした。そもそもあの量を7分で話すのは無理だと思います。
- 健康面についての報告があったのはとくによかったと思います。様々な分野の女性の働き方を知り、視野を広げることができました。

- 竹信さんが最後のまとめでおっしゃったように、女性の課題解決を通じて、男女共に働きやすい世の中を創っていただけると感じました。
- 今後過労死に関する研究についてお手伝いできることがありましたら、参加したいです。
- 家庭の中の家事労働（夫婦や親子間）問題も深く探ってください。
- 可視化されていない女性の労働について、またお願いします。
- セミナーと直接関係ありませんが、セミナー後の総会もオンラインで参加を許可してもらえたらと思います。

憲法カフェ8 報告

川名早苗(北海道ジェンダー研究会)

北海道ジェンダー研究会は、11月10日、北海道立女性プラザ「プラザ祭2023」で、「私たちのリプロダクティブ・ライツについて考える」憲法カフェ8を開催しました。札幌学院大学法学部教授の岡田久美子さんによる「優生保護法は終焉したのか一産む・産まないを選択できる社会へ」の講演と、勤医協札幌病院産婦人科医師の長島香さんから「医療現場で考える、性と生殖の権利」のコメントを伺い、議論しました（参加者は約30名）。



岡田さんは、1948年の優生保護法成立以降20年以上にわたり、強制不妊手術と中絶手術が人口操作の手段として用いられてきたことには、その後に成立した母体保護法の問題点を指摘されました。母体保護法が成立するまで、遺伝性疾患の伝播防止という公益を名目とした強制不妊手術が行われていました。優生保護法における疾患防止のための本人の同意なき不妊手術の規定は、優生思想に基づく差別であるとの国内批判及び外圧によって削除されることになりましたが、これまでの強制不妊手術に対する謝罪、旧法の総括や問題点の指摘は

なされませんでした。産児制限と闇中絶防止の必要性のため、1996年に母体保護法を成立させますが、現行法の最も大きな問題といえるのは、人工妊娠中絶に配偶者の同意を必要とし、女性の選択権よりも配偶者の意思が優越している点です。また、中絶の適法要件は身体的又は経済的理由による母体保護とされています。さて、もし、2012年の自民党改憲草案12条が通るとどうなるのでしょうか？公益・公の秩序に反しない限りで、国民の自由及び権利を認めると謳っているのに、過去の強制不妊手術が合法化された時代に逆戻りする危険性を孕んでいます。2021年の資料によると、出生数約81万に対して人工妊娠中絶件数は約12万です。法律を厳格に運用し中絶を抑制する方向へ向かうならば、10万人以上の出生数の増加が見込まれます。このように、現行の母体保護法には、憲法が改正されれば、優生保護法のように公益・公の秩序を理由に出産をコントロールできる余地が残されているということです。最後に、自分の人生を自分で決めるリプロダクティブ・ライツが確立された新法の制定が必要と提案されました。

長島さんは、「妊娠する性」対「妊娠させる性」の非対等な力関係から望まない妊娠が生じるなど、産むことを自己決定出来ない人たちが存在することを話題にされました。産婦人科はそうした支配された性被害を目撃する現場であるため、産むことを支援するだけでなく、中絶の選択も必要という考えで仕事をしていると述べられました。避妊の希望理由には、経済的理由以外にキャリア形成やDVなど様々あります。男性に依存する避妊が一般的ですが、女性の側での有効な避妊方法もIUSをはめる黄体ホルモン治療などいくつかあり、アフターピルは漸く薬局での試験運用となったと紹介されました。そして、リプロダクティブヘルス/ライツに必要なのは、ジェンダー平等社会への働きかけ、子供たちへの包括的性教育、避妊、中絶へのアクセス簡便化であると訴えられました。

(かわな さなえ)

新入会員紹介 斎藤美苗さん

コミュニティユニオン東京足立支部

大学卒業後、中学校理科の教員となり、1980年頃出産を経験したが、産休に入るときに、出産の無事や出産後の復帰を励ます言葉を、職場の(組合女性部などをはじめ)同僚教師が寄せ書きに書いてくれた。夏休みを研修期間として自由に使って過ごせたという幸運もあった。「子育てが一段落したら、組合活動を支える側になって恩返ししようね。」というのが、女性部先輩からの申し送りだった。

その後、夢中で37年間働いたが、退職時は、新卒の頃とは職場は大きく様変わりして管理が厳しく息苦しく、ますますの長時間労働となっていた。1年間うつ病で休職し59歳で勸奨退職した。

退職後、学校給食の現場でパートとして働いていた2020年に雇い止めに合い、今度は、個人加盟の組合に出会い、自分自身の団体交渉をしてもらった。職場復帰はできなかったが、ある程度納得いく形で離職となった。その後、この組合の労働相談員となって約1年、現在に至る。団体交渉をする側になり、女性労働問題研究会で学びたいと入会させていただいた。

出産した頃は、自分の後輩の女性ももっと恵まれた環境で働き、女性の社会進出も盛んになると信じていた。しかし、日本は、女性が働くことで自立できる社会にはならなかった。それどころ

か、日本は、社会人のスタートを切る時期から、自身の高等教育のための借金を抱えていると言うような異常な社会になっていた。これでは、結婚しても自分の子どもの養育に責任が持てないと考えるのは自然なことだ。少子化が進む原因のひとつと思う。

退職後、労働環境状況を振り返る機会ができた。1985年に「狭い労働者概念」への後退を示した「労働基準法研究会報告」などが出され、1980年代以降、労働法制の規正緩和が進み、組合の組織率も低下の一途をたどり、非正規雇用が広がり、男女均等法も不完全であった。自分が出産しても働き続けられたのは、教職員組合の女性部(旧婦人部)等の諸先輩の運動があり、産休代替の教員が配置される事等を制度として確立してくれたせいである。あの時期までの組合活動等の果実があったからなのだと思う。

最近、五ノ井里奈著『声をあげて』(小学館、2023)を読んだ。自衛隊での性被害告発に取り組む五ノ井氏の凄まじい闘争はこころを打つ。そして、労働にもいろいろある。自衛隊の労働も公務労働の範疇であるが、その労働の「交換価値とは?」。自衛隊では、組合は作れないし…。

中学生の職場体験の受け入れ先の中に、私の現役の頃は見当たらなかった、自衛隊が入ってきていると聞く。そんな昨今だが、日本で「職場に組合がある」ということが当たり前になって欲しいと願っている。(さいとう みなえ)

能登半島地震に思う

朴木佳緒留さん(会員)

2024年は能登半島地震のニュースから始まった。私は阪神・淡路大震災の被災者で、東日本大震災の被災地とは10年越しの交流を行ってきた。また、若い時期に金沢大学に奉職していたため、能登にはファミリアな感情をもっている。そのためか、人命救助の困難、寒さを防ぎきれない避難所、十分な食事が無い、情報が入らない等々の現地の事情が報道されるたび、自分の経験と重なることが多く、鬱々とした気分が襲われている。

ここ数日のテレビ報道を見て、「阪神・淡路大震災、東日本大震災の時と同じ」と思う反面、「進歩した」と思える点も発見した。能登半島地震の発災直後のテレビ画面に「つなみ、逃げて」という文字が映し出されたのである。東日本大震災の後に、フィリピン人の女性たちが震災時の「困ったこと」の一つとして挙げたのは「難しい言葉」であった。外国人にはわかりにくい「高台への避難」ではな

く、「高い所に逃げて」と言ってほしかった、と言うのである。テレビ局がその要望を受け止めたのかどうかは知る由もないが、「逃げて」という文字を見て、私は「進歩」と受け止めた(「逃げて」ではなく「にげて」の方が良いが)。

阪神・淡路大震災後には、災害時にジェンダー問題が拡大再生産されることが分かった。その後起こった中越地震(2004)、能登地震(2007)、熊本地震(2016)の際には、少しずつではあるが「女性支援策」が実施、拡大され、東日本大震災時には創意工夫されたボランティア活動も行われた。被災者に寄り添った支援こそが必要という点も明確化された。「それなりに」かもしれないが「進歩」を遂げてきたと思われる。他方、積み残してきた課題もある。パトリアーキー(家父長制)を背景にした「我慢」を「我慢」と認識しない/できないことである。「古い体質」批判だけではなく、乗り越えるための方策が必要である。能登の人々は協力しあって困難を耐えているとの報道もある。従前からの積み残し課題が解消に向かうことを願っている。

(ほうのき かおる 神戸大学名誉教授)

2023年度 第1回新旧常任委員会

2023年10月27日（金）19時～20時 Zoom
 （出席）竹信・加藤・小島・鷺谷・福島・池田・北口（下線旧）
 （欠席）横田・渡辺・中野・首藤・渡井

<報告>

1) 総務財政

- ・9月18日 女性労働セミナー参加者数等報告
- ・10月15日「女性労働通信」No.73発行
- ・10月18日 総務財政担当打合せ（Zoom）
- ・新会員 栗原香さん（全労連勤務）

2) 企画編集

- ・『女性労働研究』第68号の進捗状況について

<議題>

1. 2023年度方針について；

具体化するにあたり、意見交換を行った。研究例会1と2、労働セミナーの内容については、「女性労働通信」でアナウンスできるよう、3月末までにアウトラインを決めるのが望ましいという認識で一致した。テーマについては、アイデアがいくつか出されたが、11月末までに常任委員が各自意見を出し、次の会議でテーマを絞り、人選に向け準備を進めることになった。

2. 総務財政から

- (1) 「女性労働通信」の発行；年4回
- (2) 第38回女性労働セミナーの収支報告
- (3) セミナーのYouTube 公開を12月末までとする。
- (4) 会計引継ぎを11月20日に行う。

3. 企画編集から

- ・2024年1月に新旧引継ぎ開催予定。その前に企画編集委員会の開催が可能かどうか検討する。
 （総務財政 加藤喜久子）

2023年度 第1回新旧拡大常任委員会

2023年12月10日（日）10時～11時50分 Zoom
 （出席）竹信・横田・加藤・渡辺・小島・中野・鷺谷・福島・池田・鈴木・北口（欠席）小林・首藤・渡井・黒田・佐伯・本山・石田（下線旧）

<報告>

1) 総務財政

- ・11月20日 会計引継ぎ（北口、小島）
- ・社会政策関連学会の動きをMLで配信
- ・市民セクター全国会議2023セッションD-1「不可視化されてきた女性の困難に光をあてる」をMLで配信

- ・国立女性会館教育会館主催の令和5年度「NWECグローバルセミナー」の開催をMLで配信
- 2) 企画編集

- ・『女性労働研究』第68号の進捗状況について
 12月10日現在、初校7件が出され編集委員が確認中である。12月末までに編集者（末松さん）に残りの原稿を渡す予定で作業している。

<議題>

1. 2023年度の方針について

- ・11月末までに委員から寄せられた案をもとに企画案について検討した。
- ・例会1は『女性労働研究』68号のトピックス（産休中の退職強要）の著者小林佐保さんから承諾が得られ、日程は4月20日に決定した。
- ・例会2は「生理と貧困」をテーマに、谷口歩実さん（「#みんなの生理」共同代表）に打診することになった。時期は、6月か7月を予定。
- ・第39回「女性労働セミナー」は、「高齢女性の貧困」をテーマとして、講師の候補者をあげることになった。
- ・次の『女性労働研究』第68号のトピックスでも労働組合運動がとりあげられ、労働組合運動をセミナーのテーマに挙げる意見がでていたことから、研究例会1にとどまらず連続での学習会を企画することが提案され、準備をすすめることになった。
- ・日本の労働組合の特質を考えるうえで、海外の労働組合運動も視野に入れていく。
- ・そのほか、話題にのぼっていたスポットワークについては、引き続き検討して次年度以降の準備とする。
- ・開催の形式は、研究例会の1と2はZoomで行い、女性労働セミナーはハイブリッドとすることが確認された。
- ・参加費については、会員向けの研究例会1と2は無料とするが、昨年のように一般公開も検討する。そのほかの学習会と女性労働セミナーについては、参加費を徴収することになった。

2. 総務財政から

- ・「女性労働通信」年4回発行＝No.74(1月) No.75(4月)、No.76(7月)、No.77(10月)
- ・第38回女性労働セミナー収支報告（未納の1名より入金があり、算入した）
- ・セミナーのYouTube公開（12月中）
- ・毎日学術フォーラムに2023年6月～11月分の請求額約28万円を支払う予定である。
- ・クレジットカードの切り替え手続きの遅れにより、HP閉鎖状態、メルアド変更の可能性あり。

3. 企画編集から

- ・編集委員の新旧引継ぎを2024年1月に予定。
- ・引継ぎ事項を文書化してはどうかという提案がなされ、検討することになった。

（総務財政 加藤喜久子）